【６ページ：定期連載②】

消費生活センター情報　No.50

くらしのたより

**気付かないうちに定期購入に**

スマホで「いつでも解約可能」という安価なサプリメントや化粧品等の広告を見て購入し、初回の商品到着後、解約を申し出たが解約できず、２回目以降が高額な定期購入の契約になっていたという相談が多く寄せられています。消費生活センターでは特に６０歳以上の方からの相談が増加しています。

定期購入の販売サイトでは、低価格であることが強調されている一方で、契約条件や解約方法などの表示が小さかったり、何度もスクロールしないと確認できない画面設定になっているなど、注意深く読まないと契約内容が認識しづらくなっています。

このようなトラブルに遭わない為に、注文する前に契約条件を確認することが重要です。通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。定期購入が条件になっていないか、解約・返品条件はどのようになっているか等、よく確認しましょう。また注文に関するメールや取引画面、最終確認画面を保存しておくこともお勧めします。

問い合わせ先：消費生活センター（生活支援相談課内）

電話（582）1146　FAX（582）1138